



いのちとくらしをまもる
防災減災

令和2年8月5日
高松地方気象台

香川県の大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報 発表基準の変更について

香川県の大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報の発表基準を、より適切な値となるよう見直しました。
新しい発表基準は、令和2年8月6日13時から適用します。

大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報の発表基準は、過去の災害の発生状況等から決定しており、新たな災害の発生等を踏まえて随時見直しを行っています。

今般、最新の大雨災害データの取り込み及びデータの計算処理手法の改良を行い、発表基準を下記のとおり変更することとしました。

この見直しによって、よりの確な警報・注意報の発表に加え、「大雨警報（浸水害）及び洪水警報の危険度分布」の判定の改善を図ります。

今後も、最新のデータと知見に基づき、気象災害による被害の防止・軽減に努めてまいります。

記

- 1 基準変更日時
令和2年8月6日（木）13時
- 2 基準を変更する市町
○大雨警報（浸水害）・注意報
高松市、さぬき市、丸亀市、坂出市、土庄町、まんのう町、綾川町

○洪水警報・注意報
香川県内全市町
- 3 発表基準
8月6日13時以降、以下のURL（気象庁ホームページ）に掲載します。

警報・注意報発表基準一覧表（香川県）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/kagawa.html>

【参考】

香川県の気象警報・注意報 https://www.jma.go.jp/jp/warn/341_table.html
大雨警報（浸水害）の危険度分布 <https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>
洪水警報の危険度分布 <https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

問合せ先：高松地方気象台 担当 中平

電話 087-826-6122 FAX 087-826-6131